

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 郷右近 浩

- 1 日時
平成26年3月20日（木曜日）
午前10時1分開会、午前11時20分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
郷右近浩委員長、佐々木茂光副委員長、工藤勝子委員、城内愛彦委員、大宮惇幸委員、
五日市王委員、及川幸子委員、高橋但馬委員、小野寺好委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
佐々木担当書記、今担当書記、小笠原併任書記、菊池併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 県土整備部
佐藤県土整備部長、菅原副部長兼県土整備企画室長、蓮見道路都市担当技監、
及川河川港湾担当技監、佐藤県土整備企画室企画課長、
桐野建設技術振興課総括課長、加藤道路建設課総括課長、細川道路環境課総括課長、
八重樫河川課総括課長、志田河川課河川開発課長、加藤砂防災害課総括課長、
横山都市計画課総括課長、田村都市計画課まちづくり課長、
伊藤下水環境課総括課長、澤村建築住宅課総括課長、勝又建築住宅課住宅課長、
伊藤建築住宅課営繕課長、藤本港湾課総括課長、木嶋空港課総括課長
- 7 一般傍聴者
1人
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
 - ア 議案第28号 岩手県開発審査会条例の一部を改正する条例
 - イ 議案第29号 岩手県水防協議会条例の一部を改正する条例
 - ウ 議案第30号 岩手県建築士審査会の委員の定数に関する条例
 - エ 議案第78号 風致地区内の建築等の規制に関する条例を廃止する条例
 - オ 議案第80号 建築士法施行条例の一部を改正する条例
 - カ 議案第81号 県営住宅等条例の一部を改正する条例
 - キ 議案第101号 県道路線の変更に関し議決を求めることについて

(2) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○郷右近浩委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

本日は、インフルエンザの清川担当書記にかわり佐々木担当書記が出席いたしております。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第 28 号岩手県開発審査会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○横山都市計画課総括課長 議案（その 3）の 9 ページをお開き願います。議案第 28 号岩手県開発審査会条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の 1 ページもあわせてお開き願います。

初めに、条例の改正の趣旨についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により都市計画法の一部が改正されたことに伴い、岩手県開発審査会の委員の定数を定めようとするものであります。

次に、条例案の内容についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により都市計画法の一部が改正され、開発審査会の委員の定数が 5 人または 7 人から、5 人以上とされたことから岩手県開発審査会条例において委員の定数を定めるものであります。

都市計画法上、開発審査会の委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生または行政の 6 分野から選任することとされており、本県においては経済分野以外の各分野から 1 人、経済分野から 2 人の計 7 人を岩手県開発審査会の委員として任命してきておりますが、委員の現行定数は法律が定める分野構成を満たし、適当と認められたため、引き続き委員の定数を 7 人とするものであります。

次に、施行期日についてであります。改正後の都市計画法の施行日に合わせ、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木茂光委員 では、一つだけ。これは年間どのぐらいあるのですか。年によって手をかけるところはいろいろあるかと思えますけれども、このごろはどのような程度でしょうか。

○横山都市計画課総括課長 年間定期開催として 6 月、9 月、12 月、3 月の年 4 回開催し

でございます。それで、年間で約 20 件から 30 件ぐらいの案件が寄せられております。したがって、1 回当たり 5 件から 7 件ぐらい審議しているというような状況であります。

○郷右近浩委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 29 号岩手県水防協議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その 3）の 10 ページをお開き願います。議案第 29 号岩手県水防協議会条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の 2 ページをお開き願います。

初めに、条例の改正の趣旨であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、水防法の一部が改正されたことに伴い、岩手県水防協議会の委員の定数を定めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

次に、条例案の内容についてであります。岩手県水防協議会条例の委員の定数を 15 人以内とするものであります。これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により水防法の一部が改正され、会長 1 人及び委員 15 人以内と定められていた定数が廃止されたことから、岩手県水防協議会条例において委員の定数を定めるものであります。

岩手県水防協議会は、主に県の水防計画について協議しておりますが、近年の災害動向も踏まえ、適任の委員の追加が生じる場合も想定し、改正前の水防法で規定していた 15 人以内とするものであります。

次に、岩手県水防協議会の庶務は、県土整備部において処理することとするものであります。

次に、施行期日についてであります。この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**城内愛彦委員** この条例について、定数が 15 人以内ということなのですが、今般の議会でも大分取り沙汰されましたけれども、女性の委員の登用はどれぐらいを見込んでいらっしゃるか、わかればお願いしたいと思います。

○**八重樫河川課総括課長** 女性の委員の登用の目標というのは、特にこの岩手県水防協議会で語られてはおりませんが、水防管理者としての首長の代表様とか、あとは気象台の関係者の方、それから岩手河川国道事務所の北上川の管理者の方、それから報道、警察、消防といった方々がいらっしゃいます中で、女性消防団の代表等は毎年委員で入っていただいておりますので、大体中身は 1 人か 2 人というような状況になっております。

○**城内愛彦委員** 多分堅い団体の代表の方々なので、男性が多いのだというのは今の説明でわかりましたけれども、これだけふやすのであれば一般の方の意見として女性の積極的な登用が目指されているので、ぜひそういったことも頭の隅に置いて選択をしていただければというふうに思います。以上です。

○**八重樫河川課総括課長** 現在 12 人で構成しておりますので、15 人という定数上 3 人の余席があるということで、委員がおっしゃったような観点からの検討も進めてまいります。

○**工藤勝子委員** 昨年のような大洪水が発生したとき、こういう協議会は、即招集されるものなのか、そういう中において、もし招集されたならばどういう議論を交わすのか教えていただきたいと思います。

○**八重樫河川課総括課長** 岩手県水防協議会につきましては、水防法で定められております岩手県水防計画の審査を行うことになっております。岩手県水防計画の改正をする場合に、事前に審議をいただくということになり、水防計画は年に 1 回改正しておりますので、通常は年 1 回の開催ということでございます。

○**工藤勝子委員** ということは、計画の審議をいただくという会なのですね。ですから、結局は震災が起きたとか、そういう形の中での審議というのはないということなのですね。わかりました。

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 30 号岩手県建築士審査会の委員の定数に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**澤村建築住宅課総括課長** 議案（その3）の13ページをお開き願います。議案第30号岩手県建築士審査会の委員の定数に関する条例案について御説明申し上げます。議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の3ページをお開き願います。

初めに、条例の制定の趣旨についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、建築士法の一部が改正されたことに伴い、岩手県建築士審査会の委員の定数を定めようとするものです。

次に、条例案の内容についてであります。岩手県建築士審査会の委員の定数を7人以内とするものです。建築士審査会の委員は、建築士のうちから知事が任命することとされており、本県では現在、建築意匠（計画、環境、法規）から3人、建築構造から1人、建築施工から1人の計5人を岩手県建築士審査会の委員として任命しております。なお、建築士の業務が専門的かつ細分化されてきていることから、より高度で専門的な判断あるいは知識を要求される審査が生じることも想定されるため、岩手県建築士審査会の委員の定数を7人以内とするものです。

次に、施行期日についてであります。改正後の建築士法の施行日に合わせて平成26年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**郷右近浩委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**城内愛彦委員** このことについてはわかったのですが、これを審査する対象として、県内に一級建築士と二級建築士がどれぐらいずついるのかお聞きします。

○**澤村建築住宅課総括課長** データとしては、平成24年度末のデータになってしまいますけれども、一級建築士が1,988名、二級建築士が8,552名、木造建築士が164名、合計1万704名でございます。

○**城内愛彦委員** そうすると、審査する対象となるのはこの人数なのですが、案件とすればどういうことについて審査するのか。7人以内の方で、年に何回ぐらい、どれぐらいの案件を取り扱うのか。

○**澤村建築住宅課総括課長** 定期的に年2回開催しております。これは二級建築士及び木造建築士の試験に関する学科の試験と、製図の試験と、その内容について御審議いただいております。それから、建築士を処分する際には審査会の同意が必要でございますので、処分に関しては年に1回あるかないかの頻度でございます。

○**城内愛彦委員** ちなみに、その審査の対象になるような、年1回の処分、そういう事例というのはあるのですか。

○**澤村建築住宅課総括課長** 過去に何件かございますし、建築士法違反を起こした場合には業務停止とか、そういった処分になりますので、その処分でいかどうか審議いただくということです。

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 78 号風致地区内の建築等の規制に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○横山都市計画課総括課長 議案（その 3）の 180 ページをお開き願います。議案第 78 号風致地区内の建築等の規制に関する条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の 4 ページをお開き願います。

初めに、廃止の趣旨についてであります。風致地区内の建築等の規制に関する条例を廃止しようとするものであります。

次に、条例案の内容についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令により、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令が一部改正されたことに伴い、面積が 10 ヘクタール以上で 2 以上の市町村の区域にわたるものを除く風致地区にかかる条例については、市町村が定めることとされたところであります。

本県では、盛岡市及び宮古市において風致地区を指定していますが、2 以上の市町村の区域にまたがる風致地区を指定して建築等の規制を行っているものではなく、当面指定する見込みのないことから、風致地区内の建築等の規制に関する条例を廃止するものであります。

次に、施行期日についてであります。公布の日から施行するものであります。また、この条例の施行後における風致地区内の建築等の規制及び罰則の適用については、盛岡市または宮古市において条例が制定施行されるまでの間については、なお従前の例によることとする経過措置を講じております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 80 号建築士法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○澤村建築住宅課総括課長 議案（その 3）の 188 ページをお開き願います。議案第 80 号建築士法施行条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の 5 ページをお開き願います。

初めに、条例の改正の趣旨についてであります。二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務等に係る指定登録機関等の名称の変更に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

次に、条例案の内容についてであります。指定登録機関の名称の変更に伴い、所要の整備をすること、及び指定試験機関の名称の変更に伴い、所要の整備をすることの 2 点でございます。

次に、施行期日についてであります。公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 81 号県営住宅等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○勝又住宅課長 議案（その 3）の 189 ページをお開き願います。議案第 81 号県営住宅等条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。お手元に配付しております

説明資料の6ページをお開き願います。

初めに、条例の改正の趣旨ですが、県営上平アパートを設置しようとするものです。

次に、条例改正の内容について御説明いたします。県が設置し、管理する災害公営住宅として、条例の別表において大船渡市の県営上平アパートの名称及び所在地を規定することとしております。

次に、施行期日についてですが、規則に定める日から施行することとしています。これは、一般的に公の施設については供用開始の日をもって施行日とすることとなっており、追って規則で定める日から施行することとしているものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第101号県道路線の変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○細川道路環境課総括課長 議案(その3)の228ページをお開き願います。議案第101号県道路線の変更に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。お手元に配付しております議案説明資料の7ページをお開き願います。

1、趣旨でございますが、道路改良により県道路線を変更するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2、変更内容でございますが、3路線とも県道路線の路線名及び終点を変更しようとするものでございます。(1)と(2)の路線でございます。主要地方道花巻衣川線の終点付近の道路改良工事に伴い路線の終点が奥州市衣川区から西磐井郡平泉町に変更になることから、路線名を主要地方道花巻平泉線に、終点を西磐井郡平泉町に変更するものでございます。

恐れ入りますが、8ページをお開き願います。主要地方道花巻衣川線の終点部を上段の図より御説明いたします。当該路線は黒の点線であらわしており、図の左上から国道4号の現道に、赤色の円の中でございますが、黄色の線で示すように接続しております。下段

の図により、その終点付近である平泉町の森下地区の改良工事と、終点部の変更について御説明いたします。衣川中心部から平泉バイパスに向かうためには、黄色の線を通し、遠回りになることから、平泉バイパスに直接接続するため、赤色の部分に道路を新設したものでございます。その結果、終点部が新終点の位置のとおり、平泉バイパスと接続することとなり、終点の地名が衣川区から平泉町になります。そのため、路線名を変更するものでございます。同様に主要地方道花巻衣川線と終点と同じくする主要地方道栗駒衣川線についても路線名を主要地方道栗駒平泉線に、終点を西磐井郡平泉町に変更するものでございます。

戻りまして、7ページにお戻り願います。(3)の路線でございますが、こちらは一般県道中里西平線に接続する主要地方道一関北上線の道路改良工事に伴い、路線の終点が一関市舞川字西平から同堀切に変更になったことから路線名を一般県道中里堀切線に、終点を一関市舞川字堀切に変更するものでございます。

恐れ入りますが、9ページをお開きいただきたいと思います。変更前の終点の位置と道路改良工事について、上段の図により御説明いたします。変更前の一般県道中里西平線の終点は、旧終点と示した位置で、主要地方道一関北上線と接続しております。一関北上線A線の区間が冠水するということから、山側のほうに付け替える工事を点線で示したB線の区間で実施したものでございます。

変更後の終点の位置について、下段の図により説明いたします。主要地方道一関北上線の工事終了後、一般県道中里西平の終点は、新終点と示した位置で接続することになり、その結果、終点の地名が西平から堀切になったものでございます。

恐れ入りますが、もう一度最初の7ページにお戻り願います。3の変更年月日についてですが、これらの路線は、平成26年4月1日から変更することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川幸子委員 この計画変更については、いつごろ自治体のほうに説明を行っているのかお伺いします。

○細川道路環境課総括課長 これらの表示については、一つは森下のほうは平成24年12月に供用開始をしております。その後、もとの県道を奥州市に移管することを、その当時から協議をさせていただいて、平成26年4月1日に奥州市のほうに移管予定というように調整をして諮っております。

また、一般県道中里西平線のほうは、平成21年3月に新しいB線のほうの道路の供用を開始しております。その後、古くなったほうの部分については、その市町道移管については協議を進めておまして、平成25年5月に一関市、平泉町に移管となった経緯となっております。

○及川幸子委員 そうしますと移管になったということで、その前には市のほうには説明しているということですね。

○細川道路環境課総括課長 はい、移管に当たりましては関係市町とお話をさせていただき、場合によっては、移管する県道の必要な補修等を作りまして、御了解の上、移管をしているという手続になっております。

○及川幸子委員 大変短い区間だと思うのですが、地権者の方々との協議というのは難しいことはなかったのですね。

○細川道路環境課総括課長 森下交差点につきましては大変不便な交差点ということで、長く要望されていたところでもございました。その後、私の感触でございますが、比較的短期間に工事は終わったというふうに理解はしております。ただ、中里西平のほうは、地元の状態について、状況把握はしておりません。

○佐々木茂光委員 これ移管するということになりますと今まで県道管理だったものが今度は市町のほうでそれを管理するということになりますから、移管するに当たってはどの程度まで補修なり、修繕なりして預けるものなのでしょうか。

○細川道路環境課総括課長 一般的なところでございますが、舗装が古くなったという場合には舗装を新しくする、それからガードレールが破損をして使えなくなっている場合には、新しくします。全てを新しくということではなくて、安全を確保するという観点から必要な補修をして、どの程度というのはまた市町村との協議の中で対応していくということになるかと思えます。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○城内愛彦委員 それでは、私のほうから質問をしたいと思いますが、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業と合わせて 8,500 戸が今後予定される中で、下水道についてお伺いしたいと思います。下水道が被災したということで、質問をしていたわけですが、その復旧状況をお伺いしたいと思います。

○伊藤下水環境課総括課長 下水道の復旧状況についてでございますけれども、津波で被災しました終末処理場は 7カ所ございますけれども、5カ所は復旧完了しております、

残る2カ所につきましても、本年3月末で完了いたします。

また、同じく被災しました10カ所のポンプ場のうち、8カ所は復旧完了しております、残る2カ所も3月末で完了いたします。なお、被災しました管渠等の6カ所につきましては、復興事業等の調整によりまして、平成26年以降の完了となる見込みでございます。

○**城内愛彦委員** 次の質問に移るわけですが、県内の合併浄化槽の復旧状況というのはどのようなになっているのでしょうか。

○**伊藤下水環境課総括課長** 合併浄化槽の復旧状況についてでございますけれども、汚水処理人口普及率、これは県内全体でございますけれども、これが75.2%でございます、そのうち合併浄化槽の普及率は平成24年度末で12.1%となっております。

○**城内愛彦委員** まだこの目標値には達していないわけですが、そこでお伺いします。こういう状況があって、これから被災した地域の新たなまちづくりが始まるわけですが、その中であって、災害公営住宅あるいは高台移転ということになっていきますが、これからそういったところが下水道に全部つながるのか。または結構山の中にあって、なかなか本管につながらないようなところも多分あるのだらうと思います。そういったところは合併浄化槽で処理されていくのか、その辺の数字をお伺いしたいと思います。

○**伊藤下水環境課総括課長** 市町村の新たなまちづくり計画におきます下水道についてでございますけれども、土地区画整理事業や高台移転事業等によりまして、将来的に定住人口が見込める区域におきまして、震災前の下水道区域に接続するなど、集合処理がよくなる区域につきましては下水道で整備します。また、家屋が点在し戸別処理がよい区域、また高台移転につきましても下水道より戸別処理がよい区域につきましては、合併浄化槽で整備することを基本として計画しております。

○**城内愛彦委員** そこで、宮古地区なんかでも内陸のほうにまるっきり海が見えないところに移って来られる方がいます。そういった方々は合併浄化槽で対応したいということで一生懸命やっているのですが、市町村設置型であったり、市町村単独の補助メニューがあると思うのですが、その辺の県の支援策というのを今後どのように考えていくのか。これから多分できるだろうかと、内陸に戸建てで求める方がたくさんふえてくる。そういった中で、そういうメニューも一つ後押しになるのではというふうに思うのですが、この辺の対策、対応をどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○**伊藤下水環境課総括課長** 今委員から御指摘ありましたように、合併浄化槽について、個人設置型と市町村設置型がございます。個人設置型につきましては、基本としまして通常事業の場合は費用の4割を国、県、市町村が3分の1ずつ負担しております。そのほか市町村独自で、さらにかさ上げ補助もやっているところでございます。そういった中で、復興交付金で整備する場合につきましては、その4割につきましては国費で手当てされますので、さらにかさ上げ補助をやっている市町村につきましてもかさ上げ分の2分の1につきましては県のほうで補助しております。

あと個人設置型の場合、岩手県では先ほど3分の1ということで申し上げましたが、全

国におきましては、なかなか財政上厳しいということで、補助制度をやめるというところもございませけれども、岩手県におきましては、引き続きこの制度を継続してまいりたいと考えております。

○城内愛彦委員 これから沿岸・県北地域は高齢化が進んで、どんどん不便な状況になってくる、そういう中で、本管につなげるような町場に住む方が多分少なくなってくるのだらうと思うのです。そういった方々にも下水道、浄化槽も含めて、復旧を図っていくべきだと思っています。以前東日本大震災津波復興特別委員会かどこかで、応急仮設住宅に住んで一番よかったのは、水洗トイレを初めて使ってよかったという、高齢者の方の声を届けた記憶しているのですが、一度使った方々は、そういう方向で考えていらっしゃるようですので、ぜひそういう支援をしてほしいと思います。これは要望にしておきます。

あともう1点いいですか。大工の組合の方々とお話し合いをすることがあって、これからどんどん戸建ての家が建っていく。土地の造成も終わって、これから家が建つという段になって、まさに大工が足りなくて、関東方面から応援に来たいと、この岩手にゆかりのある方が地元の復旧に何とか役に立ちたいということで来たいというのですが、俗に人工というのですか、手間が全然違うのだそうです。例えば災害公営住宅、公共工事だとある程度の手当というのがあるのです、宿泊の手当もできるようになりました。同じ被災された方々が自立で再建する、民間の大工にお願いをするといったときにはなかなか賃金の格差を埋めるような手立てがないということなのです。

関東方面だと二万四、五千円ぐらいもらっているのだけれども、こっちは1万四、五千円ぐらいという話で、1万円ぐらいのギャップがあって、なかなかそれぐらいの開きがあると、施主に対してそれをいきなり転嫁はできないというのです。その辺の苦悩があって、資材も高騰しているし、その辺の支援策がないのか。公共工事のほうではいろんなバックアップもしているようだけれども、これから本当に自立再建をするような方々に対する支援策がないのではないかという相談を受けたのですが、今後そのような支援を考えていくのか、まるっきり考えていかないのか、お伺いしたいと思います。

○勝又住宅課長 公共工事の大工の労務単価を比較してみますと、やはり関東の各県と岩手県では、岩手県のほうが低い状況にありますので、岩手県でこれだけの賃金を出しますということで関東に声かけをしても、やはりそれでは合わないということで、なかなか応じてくれない状況にあるということは聞いています。

それから、岩手県よりも宮城県のほうが労務単価が高く、また宮城県と福島県は関東に近いということから、北に来るにしても宮城県や福島県のほうが好まれているということも聞いています。今恐らく岩手県に応援に来ている方というのは、岩手県と同程度の賃金である青森県の方とか、あと秋田県の方がやはり多いです。

県の対応なのですが、まずは被災者住宅再建支援事業ですとか、あと生活再建住宅支援事業で数百万円の支援をしておりますけれども、これは宮城県とか福島県では行っておりませんので、そういう手厚い支援の中で、被災者の方々にはできるだけいい住宅を

建ててもらおうと考えています。

あともう一点、宿泊施設がないから応援に呼べないという、そういった問題があるということも工務店の団体から聞いておまして、これについては、これから応急仮設住宅の活用を検討していきたいと思っています。

○**城内愛彦委員** まさに宿泊施設のこと相談されました。建てた大工は、応急仮設住宅が余っているのではないかと見ていらっしゃるわけで、空きスペースを1人に二つも貸してもらえないかという話をされました。その辺は前向きに市町村ともやりとりをすることでしたので、スピード感を持ってやってほしいと思います。自立再建をして、去年のお盆に発注をして、年末には多分入れるだろうということで大工に頼んだのだそうです。資材も、今回雪が降って関東のほうの資材メーカーの工場がつぶれて資材が入ってこなくなって、それもスピードを落とす要因になっているという話も聞きました。ですので、自立再建をしたくて頑張っている方々になるべく早く住めるような手立てを考えてほしいし、いろいろな意味で災害公営住宅のほうだけに目がいきつつあるのですけれども、基本的に私は自立再建だと思っています。自立で頑張ろうという方々に対してもそういう何らかの手立てをしてほしいと思いますが、佐藤県土整備部長、最後に一言お願いします。

○**佐藤県土整備部長** 今、勝又住宅課長が申し上げた状況については、私どもも伺っています。災害公営住宅は我々が直接やる分野でありますけれども、城内委員御指摘のとおり自立再建は、非常に大事なことというふうに思っておりますので、そちらのほうについてもできる限り支援を行ってまいります。

○**及川幸子委員** お聞きします。瓦れきの処理が一段落して本当によかったなと思うのですが、けさ方のニュースの中で、復興の残土の活用のめどが立たないということで、新しい問題が起きたなと思っております。残土の活用のめどが立たないということで、県でも大分努力なさっているいろいろ協議したようですが、その状況はどうなのでしょう、岩手県内の残土について伺います。

○**桐野建設技術振興課総括課長** けさの岩手日報等で報道されていたのですが、見出しを見ると活用のめどが立たずと新たな問題が出てきたような報道がされておりますが、実は岩手県内ではいろいろな事業で、見込みが粗いものから精度の高いものからいろいろございますが、1年くらい前は岩手県全体で1,500万立方メートルぐらい余るという試算でした。これが3カ月ごとぐらいに、徐々に、例えばまちづくりの計画の精度が上がってきたとか、道路の計画が交渉されるようになったというような中で、個々の事業でなるべく残土量を減らそうという努力はしてきております。

ここに書いていますのも、新たにそういうものが出てきたということではなくて、例えば陸前高田市では、主にまちづくりで高いところを切っていますので、相当の残土量が出る。当初は陸前高田市でいえば1,000万立方メートル土が余る予定だと。それはいろんな調整をして量を減らしていった、当初の1,000万立方メートルから約140万立方メートルくらいまでに減ったけれども、まだその分は調整がついていないというような報告ですし、

こちらも承知しております。もともと一定程度は余るのだけれども、それは減らす努力をして、ここまで減ってきたのだけれども、まだめどがついていないのがあるということです。今後もいろいろな調整をして残る量はだんだん減らしていくのだけれども、ゼロにするというのは不可能ですので、最終的には余った分は残土処理という、どこか見つけて埋めるとかというふうな処理を行う必要があると理解しています。

○**及川幸子委員** そういうことで理解はしますが、きょうのテレビで見たのですけれども、残土を盛り上げて置く場所を確保するということでした。余っているということは、やはりそのくらいの状況なのでしょうか。

○**桐野建設技術振興課総括課長** 余っているので盛り上げるというより、当面は切ったところを直接盛るところに使えないので、切ったものをどこかに一回取り置きして、それを必要なところで崩して使って使うという調整をしております。ちょうどピタッとタイミングが合う場合は、直接盛って行って、切ったものを運んで行って盛るということをして、ちょっとタイムラグがある場合は、置き場を確保して、そこに置いて崩しながら使うというような調整をしております。

○**及川幸子委員** そうしますと災害公営住宅が高台に多数建つ予定ですが、そのようなところの土は、まちづくりのかさ上げする部分には使わないのでしょうか。

○**桐野建設技術振興課総括課長** 基本的には、同じ地区で切るところがあつて、盛るところがあれば、なるべく近いところで使うという調整をしています。岩手県では、一部の地区で足りないところがあるのですが、ほとんどのところは土が余っていますので、切ったものを盛るところに使わないというのはないと思います。

○**及川幸子委員** ありがとうございます。それでは、佐藤県土整備部長に最後にお聞きしたいのですが、異動の時期でございまして、地域に近い出先機関に異動される方もいらっしゃると思いますが、特に復興とか、それから地域の問題が多く積み上げられておまして、地域の要望は本当に多いと思います。そういう中において、職員の皆さん、異動する方々にどういうメッセージを送られるおつもりでしょうか。

○**佐藤県土整備部長** 平成23年3月11日以来、我々、東日本大震災津波からの復旧・復興、これに向けて職員一丸となって取り組んできております。今やっている仕事もそうですし、これから異動する先におきましても、直接か間接かは問わず、我々の仕事は復旧・復興につながっていると思います。内陸は、一見関係なさそうに見えるのですけれども、津波以来、非常に職員を減らした状態で動かしてきております。そういう中で、去年のような暴雨災害があつたりしているのですけれども、いずれ復旧・復興にみんなかかわっているのだという思いで、引き続きかかわっていきます、頑張っていきたいと思いますという旨伝えていきたいと思っています。

○**及川幸子委員** よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○**高橋但馬委員** 私は、労働者宿舎建設費用の計上についてお伺ひいたします。宿泊の需要の急増や宿泊施設の被災等により、労働者の宿泊施設が近隣で確保できない場合、工事

費に宿舎建設費用を計上するというので、施行日が平成25年8月7日からということになっているのですけれども、8月6日以前の契約の工事に対する対応についてお知らせください。

○**桐野建設技術振興課総括課長** 労働者宿舎建設費用の計上についてですが、今委員がおっしゃいましたように、この制度をつかって適用したのが平成25年8月8日ということ、それ以降に契約を締結した工事で、工事の規模ですとか、周辺宿泊施設の状況等を配慮して、発注者が認めたものというように限定して運用をしているところでございます。

○**高橋但馬委員** それ以前から業者も、従業員を確保するために非常に苦勞しているのが現実でありまして、業者として独自に確保するために宿泊施設を建設して工事に対応していたという場合も、できれば遡及措置をしていただけると非常に業者側も助かると思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○**桐野建設技術振興課総括課長** 震災特例ということで、いろんな制度を順次打ち出しているところですが、いろいろな制度については、確かにさかのぼって適用するとありがたいという声はいろいろと聞かれるのですが、いずれ応札時点でこういう制度ですということ踏まえて応札していただいておりますので、契約後にそれからできた制度をさかのぼって適用するということは基本的にはできないというふうに考えております。

○**高橋但馬委員** 私の考えとすると、今やっている工事、終わってしまった工事は、私は仕方ないと思うのですけれども、現在契約中の工事であれば復旧・復興に向けて業者さんも前向きに取り組んでいるものですから、多分難しいと思うのですが、その辺に対して対応をぜひしていただきたいと思うところであります。

もう一点についてお伺いいたします。労働者の確保のために平成24年10月10日に運用を開始している、例えば宿泊費とか、泊まった場合の経費を建設費用に計上することが認められる制度があるのですけれども、それに関しては遡及措置があるという認識でよろしいでしょうか。

○**桐野建設技術振興課総括課長** 今おっしゃいました平成24年の10月以降、宿泊等にかかった費用を精算するという制度については、遡及するというのではなくて、その制度が始まった時点で、まだ工期が2カ月残っているものについては、その工事にかかった費用を対象にするという制度で、これはさかのぼることとは違うのですが、その制度をつかった時点で着手している工事については、かかった費用は対象にしますという意味です。

○**高橋但馬委員** ありがとうございます。私がお伺いしたいのは、例えば先ほど言いました労働者の宿泊所を建設した業者がいらっしゃいますけれども、その業者がこの労働者建設費用の計上の部分では対象にならなかった。でも、つくってしまっているわけ。もし、自分たちのこの宿舎に泊まったという形で、そこで宿泊の費用を国なり県で認めてもらえるのであれば、正直な話、業者にとっては、そこで認められなかった計上分を、言い方は変ですけれども、ペイできると思うのですが、それに対する対応というのは考えられないでしょうか。

○**桐野建設技術振興課総括課長** 今おっしゃられました内容というのは、いろいろなところから要望はございます。ただ、自分で建てたところの宿泊した費用を認めるということは、間接的に、宿泊施設を建設した費用を認めることになってしまうので、協議しないで建てたものは建設費用が出ないというバランスから、そういうものを建設費用に計上するのは適切ではないと思います。

○**高橋但馬委員** 例えば近隣の旅館に泊まった場合というのは費用を見てもらえるのですよね。私が業者から聞いた話だと、国土交通省のほうでは、その宿舎に泊まった場合も近隣の旅館の状況を考えて、認めるというお話を聞いたことがあるのですけれども、県としてその情報はお持ちでしょうか。

○**桐野建設技術振興課総括課長** 詳細な範囲は、国でどうやっているというのは確認できていない部分があるのですが、県として、いわゆる宿泊施設ではないものにお金を払って泊まった場合にどういうものを認めるというのは、一定の線を引いていまして、例えば仮設の建物ではなくて建築確認を受けた建物に宿泊した場合ですとか、あるいは建物を借りる際には、宅地建物取引業を持っている者がかかわって、きちんと契約している場合ということでなければ、積算基準を持っている東北地方整備局に、岩手県からこういう内容でやるのですけれども、適切ですかという相談した上で細部の取り扱いを決めているところです。

○**高橋但馬委員** ありがとうございます。先ほど桐野建設技術振興課総括課長と控え室で打ち合わせをした後に、私は業者と電話して確認をしたのですけれども、実際国土交通省のほうの工事だったのですけれども、近隣の旅館に泊まる場合、泊まって近隣の旅館がいっぱいだったために、自分で持っている宿舎に泊めて、この分を認めてほしいといった場合、国土交通省のほうでは、近隣の旅館の領収証を出す、宿舎のほうはというと作業日報で、要するに人数がこれだけ出て、これだけ仮設の宿舎に泊まっているということの裏づけの書類を出してもらえれば、国土交通省のほうでその旅館の素泊まりの金額を査定して、その金額で計上した金額を仮設の宿舎に泊まった人に出したそうなのです。もともとこの制度というのは労働者を確保するための制度ですので、その工事を請け負う業者側が確保するために、前向きな努力をしてかかる費用であると思うので、その部分をしっかりと対応していただくことが入札の不調を防ぐ第一歩になってくると思うのですけれども、その辺、佐藤県土整備部長の所感を聞いて終わりたいと思います。

○**佐藤県土整備部長** 宿泊費あるいは宿舎建設費については、国と協議してきた結果、今のような制度で県は運用しております。私が知る範囲では、国のほうでは宿舎建設費について計上するということまではまだいかれていない。その代替措置というか、そういうことも含めて、建設費を見るかわりに宿泊費という形で計上している可能性があるのではないかとこのように伺いました。

いずれ各業者に非常に苦勞されてさまざまなことをやっていただいております。我々としては、かなり前向きにできる限りのことをやってきているという思いはありますけれど

も、さらなる運用の改善等ができないかについては、国と協議しながら進めていきたいというふうに思います。

一つ宿舎の建設について申し上げますと、やはり勝手にはできない。それはなぜかといいますと、それぞれの地域に民間の宿泊施設があるのですね。そういうのを使われないで、工事で勝手にばらばら建ててしまうと、民間の宿泊施設へ影響を与えるということでありますので、我々が宿舎を工事費に計上する場合には、その地域の市町村あるいは業界団体等々と調整しながら、明らかに足りないというところについて慎重なやり方で進めておりますので、宿舎建設について、建てたから建設費用として認めるというようなことに簡単にできないという事情は御理解いただければと思います。

○高橋但馬委員 ありがとうございます。いずれほかの観光業などに圧迫をかけるというのは問題があると思うのですけれども、今例えば沿岸部でホテルをとろうと思ってもなかなかとれないというのが現状ですので、もしそこでいっぱいであった場合に、仮設の宿舎がある場合は、その費用を見るという形でしっかりと進めていっていただきたいと思います。どうぞ佐藤県土整備部長、よろしく願いいたします。

○郷右近浩委員長 答弁はよろしいのでしょうか。

○高橋但馬委員 前向きに取り組んでいただきたいと思います。

○佐々木茂光委員 先ほど浄化槽のお話が出ましたので、1点だけお聞きします。

これから、造成が終わって防災集団移転などがいろいろ動いてきます。それが個々に、水環境の取り組みとして、浄化槽をそれぞれ家庭で取り入れるような形になっていくと思うのですが、ある程度そこに集落が出てくるということになりますと、まとめ買いではないですけれども、まとめた形で浄化をさせるというふうな取り組みは、聞いてみましたらば、それはそれで合併浄化槽というのがあるからというようなことなのですが、今応急仮設住宅の中でも、かなり大きな浄化設備を持ってきて、住宅を取り巻いて一括して処理しているようなところがあるようなのですが、ああいったものをこれからの集団移転の中に取り入れていくということがあるのかどうか、聞いてみたいと思います。

○伊藤下水環境課総括課長 私どもで合併浄化槽の補助の中では、具体的にはまだございませんが、漁業集落排水関係で、田野畑村で従前も漁業集落改善をやったのですけれども、別な場所に移転した際、大型浄化槽で整備しているという事例はございます。

○佐々木茂光委員 それから漁業集落と、その防災集団移転とでは事業が違うでしょう。同じ考えの中で、大型浄化槽の整備を運用できるような仕組みになっていますか。

○伊藤下水環境課総括課長 所管ではございませんけれども、復興交付金の中の事業で整備しているというふうに聞いております。

○佐々木茂光委員 例えば市の財産とすれば下水がありますよね、それは市が管理していますし、その集落に例えば20世帯がある、40世帯があるというのであれば、それを市の下水ということで一体的に市の管理にしてもらって、見通しが明るいような取り組みをしていただければなというふうに思います。

確かにそれぞれの個人的なお考えの中でやっていくというのは、もちろん世帯の人数によっていろいろ補助の制約もあるようではございますけれども、そういったところを一体的に改善してもらい組みのほうにも少し目を向けていただければなというふうに思います。これから家屋が建っていきます、今やっとなんて造成が始まっている段階ですので、住宅再建にはその辺もみんなお金をかけていくわけですので、この辺よろしくお願ひしたいと思ひます。できますか。

○伊藤下水環境課総括課長 大型浄化槽ということで、農業集落排水も浄化槽の範疇に入りますので、大きな浄化槽で整備している事例は県内にもございますので、そういったメニューを市町村のほうで選択すれば、そういった整備もできるかと思ひます。

○佐々木茂光委員 それは市町村の選択で可能なのですか。可能ですということは市町村に届いているのでしょうか。

○伊藤下水環境課総括課長 大型の浄化槽の実績につきましては、先ほど申しましたように農業集落排水施設で整備した事例がございます。これは内陸部での実績でございます。メニューとしてあるというのは市町村も了解していると思ひますけれども、情報提供をしたいと思ひます。

○工藤勝子委員 それでは、応急仮設住宅の件でお聞きしたいと思ひています。設置は県であると思ひていました。そして、管理はそれぞれの市町村という形ではないかなと思ひておりますけれども、例えばきょうも雪がまた降っています。低気圧が近づいていますので、沿岸のほうは春のどか雪になるのではないかなと心配しておりました。この間も降ったわけでありまして。そのときに仮設と仮設の間が狭くて、大雪が降ったために、あの雪をどうしようもなかったというようなことも報道されておりました。

その中で、例えば屋根が少し飛ばされたとか、ちょっとした修理もあつたと思ひますけれども、それは管理している市町村でやるものなのか、こちらからちゃんと予算が出ていくものなのか、そしてその雪の除雪、今後ますます若い人たちは出ていくでしょうし、応急仮設住宅には高齢者の人たちが残っていく。本当にあのような重い大雪が降ったときにどうにもならない、表にも出られない、そういう状況になるのではないかなと思ひております。県は、その辺に係る管理について関与しないものなのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思ひます。

○伊藤営繕課長 大雪による応急仮設住宅の被害、その対応についてですが、2月15日の大雪、その際の被害の状況ですけれども、応急仮設住宅の入居者の方から屋根が壊れたとか、そういったことでの報告が11件ほどございました。いずれも入居者からの通報を受けまして、県で補修等は速やかに対応したところでございます。応急仮設住宅の維持修繕につきましては、県のほうで対応しているという状況でございます。

また除雪につきましてはですけれども、原則的にはほかの住宅と同様に入居者の方に除雪をお願いしているところなのですが、一部団地ではボランティアの方が除雪に当たっていただいているというような団地もあるようでございます。

○工藤勝子委員 ありがとうございます。除雪のほうに関しては、それぞれに設置されている市町村ということですし、ボランティアの人たちも駆けつけてやってくれたということもありますけれども、応急仮設住宅での生活はこれからまだ3年、4年とかかってくるわけで、沿岸地区といえども、どか雪が降る可能性もありますので、市町村と連携をとりながらきちんと対応していただきたいなど、そのように思っているところでもあります。

それから、道路関係についてもう一点お聞きしたいと思っています。雪も解けて、市町村道が一番ひどいと思っていますけれども、遠野市などは寒いですので、非常に穴があいてくるのですね。国道も管理していらっしゃると思いますけれども、県が管理する県道を含めてこれを調査しているのは広域振興局の土木部等と、それから岩手県土木技術振興協会等にいろいろな調査を委託していると思います。平成25年度に、受託者からいつごろまでに県のほうに調査結果の報告があり、県で予算を計上して、広域振興局の土木部等が工事をそれぞれ発注するまでの流れについて、どのようになっているのでしょうか、説明をお願いいたします。

○細川道路環境課総括課長 質問の趣旨は、道路の具体的な維持管理の具体的な管理から工事までの流れかというふうに思いますが、今、県内では、道路パトロールを25班体制でやっております、そのうち二つの振興局で岩手県土木技術振興協会のほうのパトロールをやっております。そのほかについては、民間のパトロールと、それから直営パトロール、数字をちょっと今探しますけれども、そういった状況で年間を通してやっているものでございます。

パトロールは、その路線を週に1回とか2回とか回るような形でやっております。その中で、今おっしゃられました道路の穴ですとか、石が落ちている、そういったものについては、その都度広域振興局の土木部等のほうに調査報告が入り、そういう比較的軽微なものは、私ども年間を通して全面委託している業者に仕事をお願いしていますので、そういうものが見つかった際には、委託業者がすぐ対応するような話になっております。

それから、例えば今雪解けで穴が多くなるシーズンでございます。それにつきましては、パトロールで大体見当をつけまして、少し集中的に、例えば単に普通の合材といいますか、埋めるのではなくて、ちょっと広げる、パッチングとかと言うのですが、そういうようなものも視野に入れながら、例えば国道106号を、宮古土木センターでは、17日あたりから3班体制でやるとか、そんなふうに、それは当面の対応ということで今着手をしているところです。

それから、そういうパッチング等々で間に合わなくて、延長が長いとか面積があるというものは、やはり工事として予算をとって別途発注して、計画的に補修をしていく、そういう流れになっております。

○工藤勝子委員 ありがとうございます。道路に雪がなくなって乾いてくると、私もそうなのですが、車をある程度スピードを上げて走っているという状況になったときに、急に穴に入ったりするとハンドルをとられる可能性もありますし、またいろいろな形

の中で事故も発生する可能性があるのではないかなと思っておりまして、こういう面についても6月あたりになっても穴が埋まらないところも市町村道では多数あるのですね。ぜひ県で管理する道路に関しましては、今みたいなパッチングでもよろしいですので、しっかりと対応していただいて、事故等の発生につながらないようなことをお願いしたいなと思っておりまして申し上げました。よろしく願いいたします。

○細川道路環境課総括課長 先ほどのパトロールの件数でございます。県全体では25班でございます、岩手県土木技術振興協会には3班、それから直営が14班、残りが委託の8班というような形で、これは平成25年ですが、そういった体制でやっているところでございます。

○郷右近浩委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。

委員の皆様には次回の委員会運営及び委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会についてであります、所管事務の調査を行いたいと思っております。調査項目については復旧・復興工事における施工確保対策についてといたしたいと思っております、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。追って継続調査と決定いたしました件については、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてであります、お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については、当職に御一任願いたいと思っております、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。